

厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策政策研究事業）
分担研究報告書

職場における HIV 検査実施に必要とされる配慮と環境に関する研究

研究分担者 生島 嗣（特定非営利活動法人ふれいす東京 代表）
研究協力者 大槻 知子（特定非営利活動法人ふれいす東京）

研究要旨

本研究班では 2017 年より職場における啓発・検査プログラムを実施し、HIV 検査機会や HIV/エイズに関する情報の提供を通じ、HIV ステータスにかかわらず働きやすい職場と社会環境づくりを提言している。

今年度は、職域検査を安全に実施することを目的に、職場の人事等担当者、労働者それぞれに向けた動画コンテンツや、相談窓口の広報資材を制作するとともに、職域検査に関する諸外国のガイドライン等を収集して情報を整理した。結果として、本研究班の啓発・検査プログラムにおける配慮事項は国際機関等が重点化するものと一致していることが確認された。

今後も、職場における検査実施に必要とされる配慮と環境を推進する取り組みを、引き続き行っていくこととする。

A. 研究目的

1990 年代に始まった米国 CDC（Center for Disease Control and Prevention／疾病管理予防センター）の公民協働のイニシアティブ「Business Responds to AIDS (BRTA)」では、職場を基盤とした HIV/エイズ対策により疾病への理解を促進し、スティグマを低減して HIV 陽性者への差別を防止するための取り組みを行っている。本研究班では、これを参考に、2017～2019 年度に日本向けのプラットフォーム「BRTA JAPAN」（<https://brta.jp/>）を立ち上げ、これまで日本では積極的に実施されてこなかった郵送による職域 HIV 検査を推進してきた。

今年度もこのプラットフォームの中で、HIV ステータスにかかわらず多様な人が働きやすい職場環境整備と、安全な職域検査の実施に資することを本研究の目的とした。

B. 研究方法

昨年度の、新型コロナウイルス感染症流行下にも実施可能な啓発・検査プログラムの運営を継続し、場所を問わず閲覧できる動画によるコンテンツの拡充を図った。同様に、HIV 検査受検前後に電話やメール等で気軽に相談できるサポート窓口の周知を強化した。

また、職域検査に関する海外のガイドラインを新たに収集し、必要とされる配慮や環境などの重点項目を整理することとした。

（倫理面への配慮）

本研究は「人を対象とする医学系研究」には該当しない。

C. 研究結果

企業側の雇用主や人事担当者向けには、国立病院機構名古屋医療センター・横幕医師による HIV/エイズの最新情報の講義、および産業衛生（産業医科大学・石丸医師）と HIV/エイズ臨床（名古屋医療センター・今橋医師）の専門家によるトークの、以下 2 本の動画コンテンツを制作した（図 1）。

- ・「ヘルスケアへの取り組みの充実に、HIV チェックを」
<https://youtu.be/wx754W6KHp8>
- ・「職域での検診機会を利用した検査機会拡大のための新たな HIV 検査体制の構築に向けた研究」



図 1: 検査キットの使用体験動画

<https://youtu.be/Sr5rTTcOlio>

労働者個人向けには以下の、HIV 郵送検査キットの使用方法を分かりやすく紹介した動画を制作し、公開した。

- ・「HIV 郵送検査キットー使用体験ムービー」

<https://youtu.be/Ypf7viX3B2I>

あわせて、HIV 検査受検前後のサポートを提供する相談窓口の広報資料を作成し、検査キットを提供する会場で配布した（図 2）。

海外で発行されているガイドラインを精査した結果、英国¹⁾や国際労働機関（ILO）などの国際機関³⁾の文書では、職域における HIV 検査の取り組みでは、主に以下の点を配慮することが重要であると明文化されていた。

- ・ HIV 検査は任意として、推奨され、支援される必要がある。また、検査の前後には、カウンセリングを提供しなければならない。
- ・ 雇用主は、HIV 陽性の従業員に不利益になるような取り扱いをしてはいけない。
- ・ 採用内定前の求職者に、採否の決定を目的とする検査を行ってはならない。求職者には、極めて限られた場合にのみ、健康状態の質問をすることができる。
- ・ 雇用主には、従業員や求職者から開示された個人情報（健康状態を含む）の扱いに対する規制があり、労働者の個人情報は保護される。

さらに、ILO などによる取り組み例⁴⁾からは、労働者のプライバシーが守られること、およびスティグマのない職場環境を雇用主が保障することが不可欠であり、労働者の健康と生産性との間に関連があることなどが明らかになっていた。

また、医療機関での職域検査、および HIV 陽性の医療従事者の取り扱いについても情報を収集した。英国では、「2010 年平等法」といった障害者をあらゆる差別から保護する法制度など、すでに HIV 陽性者の雇用が守られる条件が揃っていることが根底にあるが、血液媒介性ウイルス感染医療従事者に関する諮問委員会

（UKAP）のガイドライン⁵⁾には、次に示す内容が含まれていた。

- ・ 血液媒介性ウイルス（B 型肝炎、C 型肝炎、HIV）に感染している医療従事者から患者へ感染させる可能性は、「曝露リスクの高い医療行為（EPP）^{*}」に限定される。
- ・ EPP を担当しない役職の者が血液媒介性ウイルスの感染状態の開示を拒否しても、雇用に影響を与えない。
- ・ EPP の担当を希望する HIV 感染医療従事者のうち、ウイルス量が 200 コピー/mL 以上の者は、EPP を制限される。
- ・ 労働衛生に関する記録は、個人情報の取扱いに関する義務を遵守している産業医のみが閲覧できる。

^{*}EPP とは、手袋を着用した医療従事者の手が、（手や指先が常に完全に見えない可能性のある）患者の体腔切開部、創傷、密閉された解剖部位などにおいて、鋭利な器具、針先または鋭利な組織と接触する可能性がある処置などを指し、感染リスクの大きさにより 3 つのカテゴリーに分けられている。

D. 考察

本研究班では当初から、職域 HIV 検査の推進において、就業中の HIV 陽性者への配慮も含めた、労働者のプライバシー保護に重点を置いてきたが、諸外国の例を参照する中で、その妥当性が示唆された。

日本では、医療・福祉領域で働く HIV 陽性者に対する差別事例が過去に度々報告されている。差別を禁止する法制度などの条件が揃った一部の国・地域の例に限定されるものの、医療現場で HIV 陽性の医療従事者の就労の権利とプライバシー、健康を守りながら、医療サービスを安全に提供していく指針も、参考となると考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行下では啓発・検査プログラムの実施が限定されるが、動画コンテンツを拡充したことや、相談窓口の周知を行ったことは、企業や個人の健康管



図 2: 相談窓口広報資料

理の選択肢を増やすことになったと考えられる。

E. 結論

職域での HIV 検査には、プライバシー保護や人権の擁護という原則のもとで、HIV/エイズの基礎情報や相談・支援体制があわせて提供されることが必要であることが、あらためて確認された。

本研究で得たことを踏まえ、今後も職場での HIV 検査を含めた健康推進の機会を提供する啓発や支援を実施していく。

引用文献

- 1) National AIDS Trust. HIV@WORK - Advice for employers. 2012.
- 2) National AIDS Trust. HIV + Recruitment - Advice for employers. 2012.
- 3) ILO Country Office for China and Mongolia. From mandatory HIV testing for access to work to voluntary testing and counselling at work. Retrieved August 24, 2021, from International Labour Organization:
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-beijing/documents/publication/wcms_532909.pdf
- 4) International Labour Organization. Voluntary Confidential Counselling and HIV Testing for Workers. Retrieved August 29, 2021, from International Labour Organization:
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---gender/documents/publication/wcms_731196.pdf
- 5) UK Advisory Panel for Healthcare Workers Living with Bloodborne Viruses (UKAP). Integrated guidance on health clearance of healthcare workers and the management of healthcare workers living with bloodborne viruses (hepatitis B, hepatitis C and HIV). Retrieved January 11, 2022, from GOV.UK:
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1033571/Integrated_guidance_for_management_of_BBV_in_HCW_November_2021.pdf

参考文献

- 1) Centers for Disease Control and Prevention. HIV and AIDS and the Workplace. 2017.

- 2) 石丸知宏、和田耕治. HIV や肝炎ウイルスに感染した医療従事者に対する職業上の配慮. 日本医事新報. 4873: 20-22, 2017.

F. 研究発表

1. 学会発表
 - 1) 生島嗣. 郵送 HIV 検査実施のための web サイトの開発と北陸における実証研究～自治体と連携した検査モデルの構築と効果分析に関する研究. 日本エイズ学会、2021 年.
 - 2) 生島嗣、三輪岳史、山口正純、大槻知子、高野操、水島大輔、岡慎一. 出会い系アプリケーションを利用する MSM を対象とした PrEP に関する大規模インターネット調査から (第一報). 日本エイズ学会、2021 年.
 - 3) 生島嗣. 性的な少数者と薬物使用～部分的にだけ見えてくるその背景. 日本精神神経学会、2021 年.
 - 4) 生島嗣. 国内 MSM の PrEP 利用の拡大と課題～出会い系アプリ利用者を対象にした調査から. 第 1 回 Fast-Track Cities Workshop Japan、2021 年.

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

なし